

社会福祉法人川内東福祉協会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令を遵守して社会福祉法人 川内東福祉協会 あさひ保育園の管理運営を定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第2条 社会福祉法人川内東福祉協会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あさひ保育園
- (2) 所在地 鹿児島県薩摩川内市中村町7126番地2

(施設の目的)

第3条 社会福祉法人川内東福祉協会（以下「本園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め・本園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第4条 本園は、良質な水準且つ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。
- 2 本園は、園児の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って特定教育・保育を提供するよう努める。
 - 3 本園は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行うもの、他の児童福祉施設その他の学校または保健医療サービスもしくは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
 - 4 本園は、園児の人権擁護、虐待防止等のため、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第5条 本園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況に応じて特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本園が特定教育・保育を提供するにあたり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（園長） 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任保育士 1人

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

- (3) 保育士 人員配置基準を下回らない数（常勤・非常勤）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

- (4) 栄養士 1人（常勤）

栄養士は、子どもの発達に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

- (5) 調理員 1人以上（非常勤）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第7条 本園の特定教育・保育を提供する日は、月曜から土曜日までとする。

2 本園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1) 日曜日（毎週）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日）
- (4) 年度末年度始めにおいて2日間

3 本園は前項2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供をおこない、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 本園は、非常災害、伝染病、その他急迫の事情がある時は特定教育・保育の提供を行わない時がある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第8条 特定教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は午前7時から午後6時の範囲内で園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、午前7時から午後6時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない事情に

より保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で延長保育を提供する。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前9時から午後5時の範囲内で園児の保護者が必要とする時間とする。

なお、午前9時から午後5時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後7時までの範囲内で延長保育を提供する。

- (3) 保育時間中に園児の急病、事故、災害その他やむを得ない理由がある時は、保育園長は保護者と連絡のうえ、必要に応じて個別の園児もしくは全園児の保育時間を短縮することができる

(利用者負担その他の費用)

第9条 園児の保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担をその居住する市町村に支払うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは金額、使途及び負担を求める理由を保護者に説明し同意を得たうえで負担を求めることができる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 本園は、市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときはこれに応じる。

- 2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認する。

- 3 本園の園児が次の何れかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 園児の保護者から本園の利用に係る取消しの申し出があったとき。
- (3) 市が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

(利用定員)

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

学 年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2 号	—	—	—	10人	10人	10人	30人
3 号	3人	7人	10人	—	—	—	20人
合 計	3人	7人	10人	10人	10人	10人	50人

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 本園の職員は、特定教育・保育の提供を行っている園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者または、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。
- 2 保育の提供により事故が生じた場合は、薩摩川内市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに必要な措置を講じる。
 - 3 本園は事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を究明し、再発防止のための対策を講じる。
 - 4 本園は、園児に対して保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第13条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

- 第14条 本園は園児の人権擁護、虐待の防止のため、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

- 第15条 本園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

- 第16条 本園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 本園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 本園は、市から求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 本園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(文書の管理)

第17条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑かつ適正に行われるように処理しなければならない。

2 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害時に持ち出しができるよう常に整備し紛失、盗難、火災等に対する予防措置を講じなければならない。

(平等の原則)

第18条 本園は、園児及びその保護者の国籍、信条、社会的身分並びに保育料の負担の有無及び額により差別的取り扱いをしない。

(登降園)

第19条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

(欠席)

第20条 園児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

2 園長は30日以上欠席がある場合は、薩摩川内市に届け出なければならない。

(保護者との連絡)

第21条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第22条 本園は常に園児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施し、その結果を記録するものとする。

(改正)

第23条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の決議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月18日から施行する。